

# 大津市特定旅館建築規制条例に関する構造設備等指導基準

大津市特定旅館建築審議会

## (趣旨)

第1条 この指導基準は、大津市特定旅館建築規制条例(平成元年大津市条例第52号)及び施行規制(大津市規則第46号)の施行の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この指導基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1)客

宿泊・飲食・集会等の目的で旅館等を利用する者をいう。

### (2)帳場又はフロント

客に応接し、客の案内、宿泊予約の受付、宿泊名簿への記入、会計等の業務の用に供するための設備及び場所をいう。

### (3)ロビー等

玄関、帳場又はフロントに付属する場所で、待合又は談話ができるよう椅子、テーブル等を有する室又は場所(廊下は含まない)をいう。

### (4)会議室等

客が、多人数で集会・催物等を行える室をいう。

### (5)食堂等

ア 客が飲食を行えるよう椅子、テーブル等を有する室又は場所をいう。

イ 多数の客に提供する場所として常時利用する宴会場等は食堂とみなす。

### (6)客室

通常、客の宿泊の用に供する室(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏み込み、床の間、押し入れ等を含み、共用の廊下等を除く。)をいう。

(7)和室

椅子式生活と寝台による睡眠に適するように造られた客室以外の客室をいう。

(8)浴室

浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。

(構造及び設備)

第3条 構造及び設備の具体的基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)玄関

ア 主要な道路に面し、入口の幅は、おおむね客が荷物を持って容易に行き交うことができる構造であること。

イ 当該建築物の1階部分に設けられていること。但し、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

ウ 帳場又はフロントから見える位置に設けられていること。

エ 空、満室及び休憩、宿泊料金等について表示がないこと。

(2)帳場又はフロント

ア 玄関から容易に見えるよう客室に至る客が必ず通過する場所に位置し、客の出入りを容易に見ることのできる構造、設備であること。

イ 受付台の長さは、事務を執るのに適した広さを有し、相対する客と従業員が直接面接できる構造であること。

ウ 玄関、ロビー、フロントが一体構造であり、オープン方式であること。

エ 客と従業員が相対しないで、客室の選定、チェックイン又は誘導ができる設備を有しないこと。

(3)ロビー等

ア 玄関、帳場又はフロントに付属して設けられており、ロビーと玄関、帳場又はフロントが相互に容易に全体の見通しのきく構造であること。

イ 待合又は談話ができるよう椅子、テーブル等を有すること。

ウ 宿泊者以外の者でも利用が可能であること。

(4)会議室等

- ア 会議、宴会、催し等が無理なく行える配置構造であること。
- イ 会議等ができるように椅子、テーブル等を有すること。
- ウ 一般客が利用しやすい場所で、原則として1階ロビー付近とすること。ただし、2階以上に設置する場合は、昇降機又は階段付近とすること。
- エ 会議室の規模は、30平方メートル以上とすること。

#### (5) 食堂等

- ア 客の利便を考慮した配置、構造であること。
- イ 宿泊者以外の者の利用のため、必要に応じて案内、出入口、精算設備を有すること。
- ウ 原則として、ロビー等又は帳場、フロントと同一階に設けられていること。
- エ 席数は、宿泊客定員の8割以上の者が、同時に食事のとれる数を確保すること。
- オ 喫茶室は、軽食が提供できる設備を有すること。
- カ 厨房の規模は、客席部分の面積の3分の1以上とすること。

#### (6) 男子用・女子用の区分のある共用便所

- ア 入口から男女別になっていること。
- イ 入口が一箇所であっても、内部の構造が明確に区分されていること。
- ウ 身体障害者が、不自由なく利用できる設備を整備すること。

#### (7) 客室

- ア 客室の出入口は、フロント等に通じる廊下に直接面した構造であること。
- イ 天井、壁、床は、過度な装飾や華美な仕上材を用いない清そなものであること。
- ウ 客室内にエアシューターその他客に面接しないで、料金の受取ができる構造及び設備がないこと。
- エ 一人用の洋室の寝台は、シングルベッドであること。

#### (8) 浴室

- ア 浴室(脱衣場を含む。)の内部が、当該浴室の外部から見通されない構造であること。

#### (9) 車庫又は駐車場

- 原則として構築物の本体(地下駐車場、立体駐車場を除く。)以外に設け、駐車状況を遮蔽する塀、カーテン等を設けないこと。

(10) 外観

- ア 清そで素朴な形態、意匠、色彩であること。
- イ 外壁では、城形、船形、奇異で派手なベランダ及び窓その他これに類するものを有する構造でないこと。
- ウ 屋根は、三角帽子形、ドーム形、きのこ形これに類する構造ではないこと。
- エ 色彩は、紫色、桃色その他これに類する色彩等で、周辺の居住建物と比較して明らかに派手で奇異な色彩でないこと。
- オ ネオンサイン及び看板は固定式とし、色彩は白色を含む2色以内で点滅・電装等の移動式でないこと。

(11) 性的感情を刺激するような設備

回転ベット及び振動ベット等、SM 用具、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡又はビデオカメラ等をいう。

2 室又は場所の床面積の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- (2) ロビー等又は会議室等若しくは食堂等が2室以上ある場合は、それぞれの合計面積による。但し、2室以上に分かれた当該施設は、一体的に利用し得るものでなければならない。

附 則 この指導基準は平成元年10月1日から施行する。